**２－（１）電磁的記録等に関する規約例**

（目　　的）

第１条　この規約は、本組合が中小企業等協同組合法（又は中小企業団体の組織に関する法律、商店街振興組合法）及び定款で定める電磁的記録等に関する手続きを行うために必要な事項を定めることを目的とする。

（注）商工組合（連合会）、協業組合は、法律名を中小企業団体の組織に関する法律と変えること。

（電磁的記録）

第２条　本規約において、電磁的記録とは、本組合が保有する次に掲げるものに記録する方法をいう。

(1) 磁気ディスク（フロッピーディスク、ハードディスク）

(2) 光ディスク（ＣＤ－Ｒ、ＤＶＤ－Ｒ等）

（注）記録媒体については、組合の実情に合わせ、適宜変更すること。

（電磁的記録事項の閲覧又は謄写）

第３条　本組合の定款に規定された電磁的記録による事項を閲覧又は謄写する場合は、本組合の電子計算機に備えられたファイルに記録された情報を紙面又は映像面に表示して行うものとする。

（電磁的方法）

第４条　本規約において、電磁的方法とは、本組合のウェブサイトを利用する方法及び電子メールによる方法をいう。

（電磁的方法の同意及び解除）

第５条　本規約に同意し、電磁的方法による通知、権利の行使を希望する組合員及び役員（以下、同意者という）は、自己の電子メールアドレスを本組合に届け出るものとする。

２　同意者は、電子メールアドレスを変更した場合には、変更後の電子メールアドレスを速やかに届け出なければならない。

３　同意者が電磁的方法による通知、権利の行使の停止を希望するときは、書面又は電子メールにより同意の解除を希望する旨を通知するものとする。

４　本組合から発した電子メールが２回連続して着信しない場合には、電磁的方法の同意は撤回されたものとする。

５　同意者が本組合を脱退又は役員を辞任した場合には、同意を解除し、本組合に登録されたメールアドレスを削除するものとする。

（電磁的方法による通知）

第６条　次に掲げる通知は本組合に届け出た電子メールアドレスに宛てて発するものとする。

(1)　理事会招集通知

(2)　総会招集通知

(3) その他組合が必要とする事項

２　前項に掲げる通知は受信者が返信を行うことができる電子メールアドレスを記載することとす

る。

３　同意者から、電子メールによる通知を受けない旨の書面又は電子メールによる申し出があった場合には、当該同意者に対する通知は書面を発してするものとする。

（注）電子メールに代えて、ウェブサイトを利用する方法により添付ファイルを掲載する組合にあっては、第４項として次の規定を追加すること。

４　本組合は、法に定めるものの他、必要とされるものを本組合のウェブサイトに掲載し、同意者がこれをダウンロードして入手する方法によることができるものとし、通知者からは同意者に対して、当該ウェブサイトに、これらの書類を掲載したこと及びログオンするためのユーザーＩＤとパスワードを通知するものとする。

（免責事項）

第７条　本組合は、本組合の責めによらない事由により、本組合からの通知が同意者へ伝わらなかったことによって発生した損害についてはいかなる責務も負わないものとする。

（総会及び理事会における議決権並びに総会における代理人による議決権の行使）

第８条　総会又は理事会において、あらかじめ通知のあった事項について、議決権を行使しようとする同意者は、総会又は理事会開催通知に記載された電子メールアドレスに宛てて、自己の電子署名を添付した電子メールを総会又は理事会の開会までに発してするものとする。

２　総会において、代理人をもって議決権を行使しようとする同意者は、自己の電子署名を付した委任状を開催通知に記された電子メールアドレスに向けて発してするものとする。

３　総会の開催通知に記された電子メールアドレスではなく、代理人本人に宛てて委任状を発する場合は、代理人の同意を得て行うものとする。

（注１）議決権の行使期限について、法は何ら定めを置いていない。したがって、定款で電磁的方法による議決権行使を認めた場合には、議決の直前まで議決権行使を認めるべきであり、総会又は理事会会場に電子計算機を備え付けてこれに対応することが望ましい。

このような対応をすることが困難な組合にあっては、本規約をもって「開会までに」、あるいは「前日までに」など、議決権の行使期限を定めることができる。

議決権行使の期限を定めない組合にあっては、第１項を次のように記載すること。

第８条　総会又は理事会において、あらかじめ通知のあった事項について、議決権を行使しようとする同意者は、総会又は理事会開催通知に記された電子メールアドレスに宛てて、自己の電子署名を付した電子メールを発してするものとする。

（注２）電子メールに代えて、ウェブサイトを利用する方法により議決権を行使することを認める組合にあっては、第１項を次のように記載すること。

第８条　総会又は理事会において、あらかじめ通知のあった事項について、議決権を行使しようとする同意者は、本組合のウェブサイトを利用する方法により、総会又は理事会の開会までに発してするものとする。

（法又は定款に基づく請求）

第９条　同意者が、法又は定款に定める事項を請求しようとするときは、以下の規定による。

(1) 複数の者の同意が必要なもの請求を行う代表者が、書面又は電子メールにより組合の承諾を得て、電子署名が付された同意ファイルを添付し、本組合に備え付けられた電子計算機の電子メールアドレス（以下「組合電子メールアドレス」という。）に宛てて電子メールを発して行うものとする。

(2) 複数の者の連署が必要なもの請求を行う代表者が、電子署名を連署したファイルを添付し、被請求者の電子メールアドレスに宛てて電子メールを発して行うものとする。

(3) その他組合電子メールアドレスに宛てて電子署名が付された電子メールを発して行うものとする。

付 　則

この規約は、令和○年○月○日から施行する。